

平成十九年十月三日提出  
質問第七七号

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第四二号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では、国連安全保障理事会においてアフガニスタンで展開されている国際治安支援部隊の任務を一年間延長し、我が国の海上自衛隊が給油等の形で参加している、米国が主導する対テロ作戦「不朽の自由」に基づくインド洋での海上阻止行動に対して、前文で謝意を盛り込む決議(以下、「決議」という。)が採択されたことを受けて、政府は「同決議が国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)により採択されたことが重要であると考えている。」と答弁しているが、右は「決議」が我が国の国益に資すると政府が考えているということか。確認を求めらる。

二 「決議」が採択されるに至るまでの経緯につき説明されたい。「決議」作成をどの国が言い始めたものか。

三 一で、政府が「決議」の採択が我が国の国益に資するものと考えていたのならば、「決議」の採択を現実させるため、関係各国に「決議」への賛成を依頼する等の働きかけを行ったか。

四 三で、働きかけを行ったならば、具体的に日本外務省のどの部局の者が関係各国のどの部局のどの者に

対してどのような働きかけを行ったか明らかにされたい。

五 「前回答弁書」では、政府は「お尋ねの『働きかけ』の意味が必ずしも明らかではないが、我が国は、安保理理事国との意見交換の場等において、アフガニスタン情勢やその情勢を踏まえたテロ対策の在り方等に関する我が国の考えを伝えてきた。」と答弁しているが、右答弁で言う「アフガニスタン情勢やその情勢を踏まえたテロ対策の在り方等に関する我が国の考え」とは具体的にどのようなものか説明された  
い。

六 「前回答弁書」では、「決議」が全会一致で採択されず、ロシアが棄権したことについて、「決議の採択に当たり、反対票を投じた国はなく、ロシア連邦のみが決議案が性急に投票にかけられたこと等を理由として棄権したものと承知している。」との答弁がなされているが、「決議」が性急に投票にかけられたという事実があるか。あるならば、「決議」が性急に投票にかけられた理由につき、政府の見解を明らかにされたい。

七 「前回答弁書」では、「チュルキン・ロシア連邦国連大使が、御指摘の決議の採択後の記者会見において、『この決議は日本の国内政治を念頭に置いたものであることは明らかと考えるか』との質問に対し、

『我々の理解では、明日投票が行われるのは、日本においてではなくドイツにおいてである』旨答えたことは承知している。」との答弁がなされているが、右の「この決議は日本の国内政治を念頭に置いたものであることは明らかと考えるか」との質問をチュルキン大使にした人物は誰か明らかにされたい。

八 二〇〇七年九月二十一日付毎日新聞二面の記事には、「どの決議でも本来は全会一致が重要。こんなやり方が前例にならないよう望む」との、賛成票を投じた中国代表のコメントが掲載されているが、右コメントに対する政府の評価如何。

九 前回質問主意書で、「決議」採択にあたり国連安保理で全会一致とならなかった原因は我が国にあるとして、安保理各国の中で我が国に対する反感が出ている旨報じた二〇〇七年九月二十日付朝日新聞の記事（以下、「朝日記事」という。）を取り上げ、「朝日記事」の内容は事実かと質問したところ、「御指摘の『反感』が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではない」との答弁がなされているが、例えば八の中国代表のコメントのように、「決議」が全会一致で採択されなかったことに安保理各国が不満を表明し、その原因は我が国にあるとして、我が国に対して安保理各国が反感を持ったという事実があるか。政府の認識を再度質問する。

右質問する。